
QA8-28 福島県及び近隣県では、どのように農産物・水産物を検査しているのですか。

A

- ① 原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、実施しています。
- ② 検査は、ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法による精密な検査と、NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法による効率的な検査を組み合わせで行っています。
- ③ 放射性セシウムスクリーニング法では、対象食品を一般食品とし、スクリーニングレベルを基準値の 1/2 以上（1 キログラム当たり 50 ベクレル (Bq/kg)）、測定下限値を基準値の 1/4（1 キログラム当たり 25 ベクレル (Bq/kg)）以下とします。
- ④ その結果、スクリーニングレベル以下とならず、基準値よりも確実に低いと判断できない場合は、ゲルマニウム半導体検出器で確定検査を行います。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 78 ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (1/3)」

下巻 第8章 81 ページ「食品中の放射性物質に関する検査の手順」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A (第 10 版)」より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日